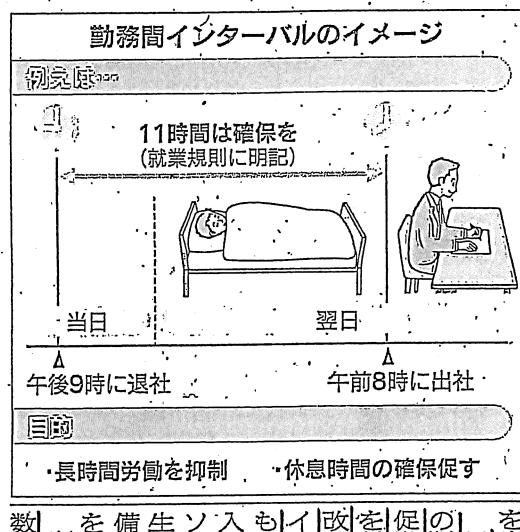


退社から翌日出社まで

厚生労働省は従業者が
オフィスを退社してから
翌日に出社するまで一定
時間を空ける制度を導入
した企業に助成金を出す
方針だ。就業規則への明
記を条件に、早ければ2
017年度から最大10
0万円を支給する。深夜
残業や早朝出勤を減らす
ことで、長時間労働(3
画きよのじとせ)の解
消につながる。

退社から翌日の出社ま
で一定時間の間隔をとる
仕組みは「勤務間インターバル制度」と呼ばれる。
EU連合(EU)は19
93年に法律を制定し、
この制度を導入した。E
U加盟国の企業に対し

規則明記で助成金



勤務間インターバル制度の対象となる企業は、中小企業を想定しているが、対象を広げることも可能である。間隔を何時間空ければ助成金を出すかは今後詰める。具体的には長時間労働の削減や有給休暇の取得を促進に取り組む中小企業を対象とする「職場意識改善助成金」に勤務間インターバル制度の導入も対象に加える。制度導入に必要な労務管理用のソフトウェアの購入費、生産性を高めるための設備や機器の導入費用などを支援する。

職場意識改善助成金は
数十万円から100万円

勤務一定の間隔確保

て労働者の休息時間といふ
時間を確保したうえで、
4ヶ月平均で1週間に48
時間以上は働くさせたま
らないと義務づけてい
る。

政府が5月にまとめる
ニッポン一億総活躍フロ
ンに、この制度の普及を
目指すと盛り込む。厚労
省は現段階で義務化を考
えており、助成金で導
入を促す。

支給先は中小企業を想
定しているが、対象を広
く実施している。努力目
標として11時間の休憩時
間も規定している。JT
BグループのJTB首都
圏も15年4月、9時間の
間隔を空ける制度を導入

した。厚労省は企業が退社か
ら出社までどれくらい間
隔を取っているか実態調
査にも乗り出す。現状で
はそつした統計がないた
めだ。長時間労働の解消は安
月100時間から80時間
に引き下げるなど、対策
を打ち出している。